

長野市子どもの貧困対策計画

【概要版】

令和5年度～令和9年度

～長野市に暮らす全ての子どもたちが
生まれ育った環境に左右されることなく
前向きな気持ちで夢と希望を持って成長でき、
地域や社会全体で子どもと家庭を見守り応援する、
温かいまちの実現を目指して～

長野市

1 計画策定に当たって

2

計画策定の趣旨

- 国は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定、子供の貧困対策に関する大綱の策定などにより、総合的な子どもの貧困対策を推進しています。
- こども基本法の制定、こども家庭庁の設置など、市町村においても、これまで以上に効果的なこども政策や子どもの貧困対策の取組推進が求められています。
- 本市ではこれまで、第二期長野市子ども・子育て支援事業計画において、関係機関と連携しながら、庁内の各部署において子どもの貧困対策に関する施策に取り組んできていますが、長引く新型コロナウイルス感染症等による子どもや家庭への影響が懸念されています。
- 子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持って成長できるよう、**子どもの貧困解消に向け、施策を体系的に推進**するため、新たに計画を策定します。

計画の位置付け

- **子どもの貧困対策の推進に関する法律**に基づく市町村計画
- 第五次長野市総合計画及び第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の方向性を踏まえるとともに、関連する本市の個別計画と整合

計画の対象

- 子どもに関わる全ての市民
- 支援の対象は**0歳から概ね18歳までの子どもとその家庭**(取組によっては概ね30歳未満の若者)

計画の推進に当たって配慮する事項

- 児童の権利に関する条約の精神
- SDGsの視点

計画の期間

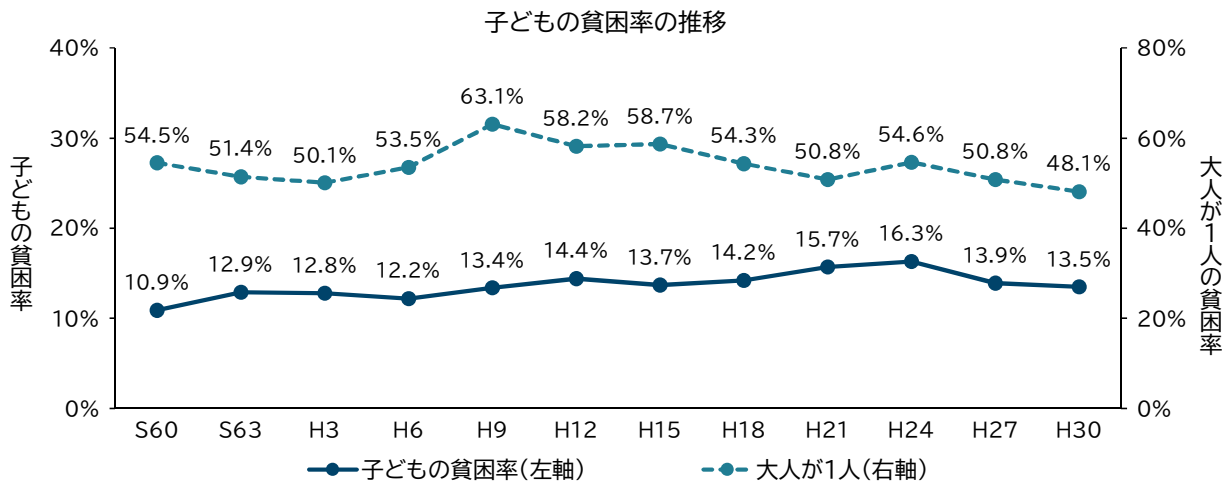
- **令和5年度～令和9年度の5年間**

2 全国の子どもの貧困の状況

【子どもの貧困について】

絶対的貧困	生命を維持するために最低限必要な衣食住が足りない状態のこと → 途上国に集中
相対的貧困	その国や地域において「普通」とされる生活が保てない状態のこと → 日本を含む先進国では、1人当たりの等価可処分所得の中央値の50%の額を 貧困線 ※として、貧困線を下回る額で生活している状態のことを指し、その割合を 貧困率 としています。※日本の貧困線(平成30年):127万円(4人世帯で253万円)

- 日本の子どもの貧困率(平成30年)は**13.5%**で、**約7人に1人**の子どもの**相対的貧困**の状態にあります。
- 子どもがいる現役世帯で「大人が1人」の貧困率は**48.1%**で、**約2人に1人**が**相対的貧困**となっています。

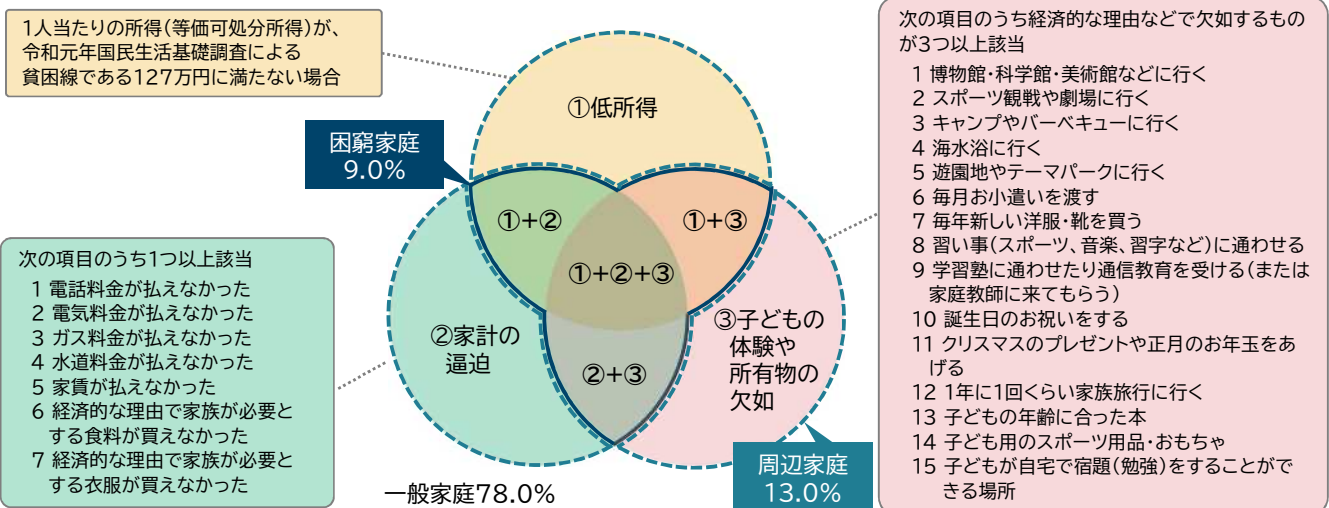
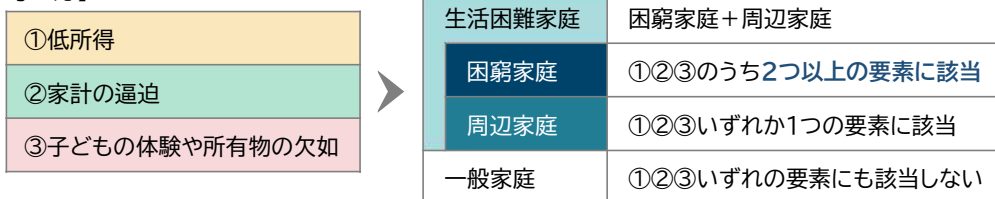


3 長野市の子どもの貧困に関する現状・子どもや家庭を取り巻く課題

生活困難家庭の割合

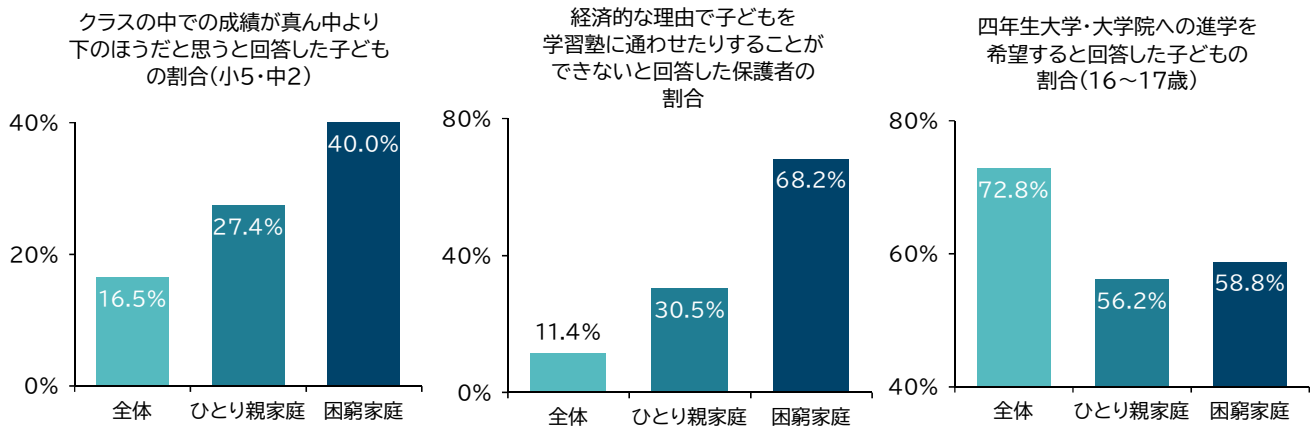
- 子どものいる家庭の**9.0%**が「**困窮家庭**」に該当し、**約11人に1人**の子どもの**家庭が低所得**であったり、**経済的な理由で体験の機会が失われている**など、**複合的な困難を抱えています**。

【生活困難度の考え方】



子どもの教育に関する状況・課題

- 困窮家庭やひとり親家庭の子どもは、勉強や宿題をする時間が短く、授業の理解度や成績が低い傾向にあります。大学への進学を希望する割合が低いなど、親の低収入により十分な教育が受けられず、進学や就職が不利になり、子どもも収入の高い職に就けない、いわゆる「**貧困の連鎖**」に陥ることが懸念されます。

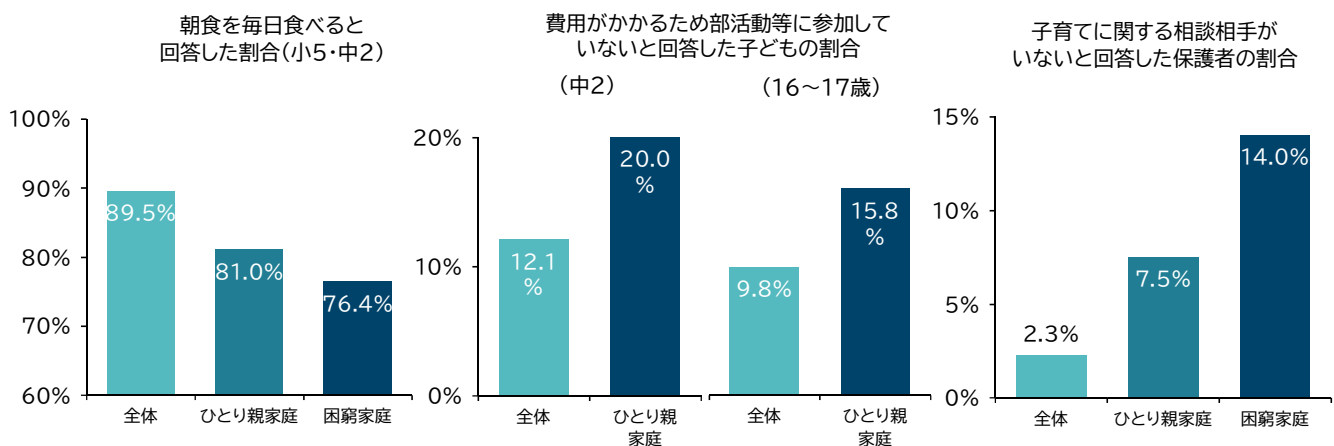


求められる取組

- 生活に困難を抱える子どもの学力や教育、進路の機会を保障するため、乳幼児期の教育・保育を通じた支援や、小・中学校における自立に向けた基礎学力の向上の取組、地域との協働による学習支援を進めていくことが必要です。

子どもや保護者の生活に関する状況・課題

- 困窮家庭やひとり親家庭の子どもほど、生活習慣が整っていなかったり、様々な体験の機会に恵まれていない状況にあります。保護者も相談相手がおらず孤立していたり、精神的ストレスを抱え健康状態が不安定で、生活が難しい状況にあります。

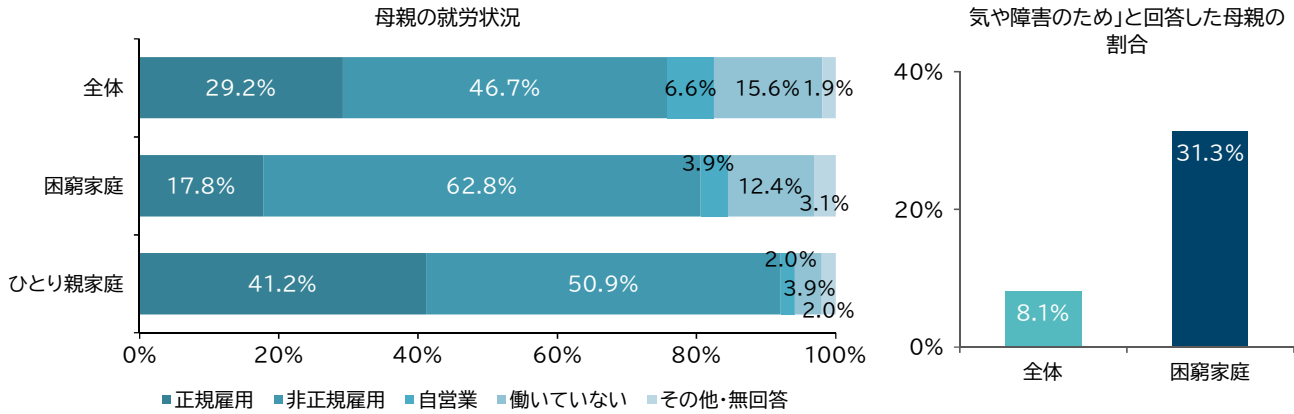


求められる取組

- 子どもの居場所の確保や、生活習慣定着のための取組を進め、多様な体験をしたり様々な人と関わりを持つことで自己肯定感を育むことなどができるよう、地域全体で子育てを支援できる体制づくりを進めることが必要です。
- 母子保健の取組や保育所、学校等において、困難を抱えている可能性のある家庭や子どもに気づき、必要に応じて適切な支援につなげていくことが必要です。

保護者の就労に関する状況・課題

- 生活困難家庭では、保護者の**非正規雇用の割合が高く**、**労働環境が不安定**なため低賃金になりやすい状況があり、特に母親のひとり親では不安定な就労により生活困窮に陥るリスクが高くなっています。また、**健康状態が不安定な保護者ほど、就労も難しい状況**にあります。

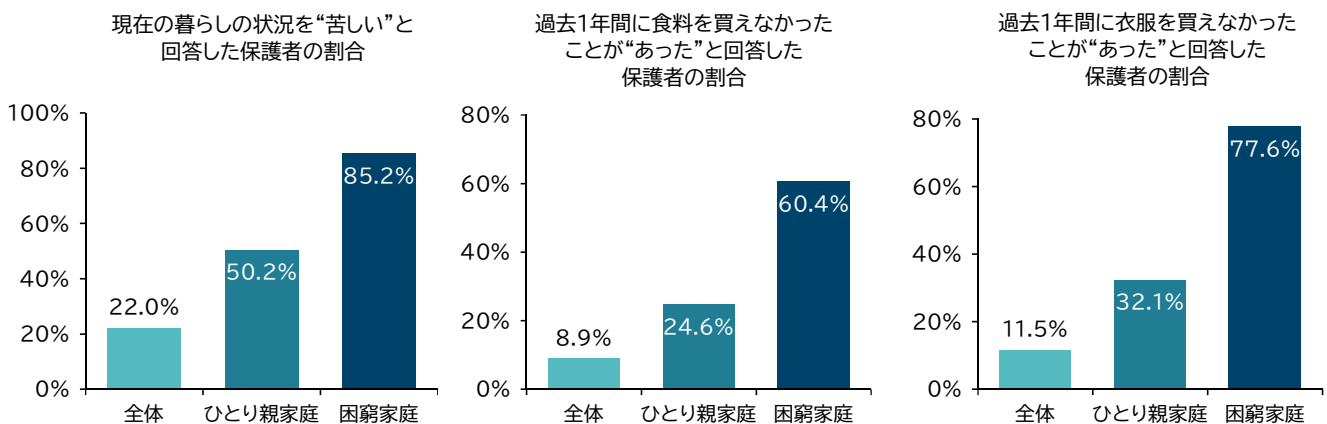


求められる取組

- 生活に困難を抱える家庭が安心して子育てができる環境を整えるため、生活の安定のための自立に向けた**就労支援や職業訓練、学び直しや、就労と子育てを両立させる支援策の充実**が必要です。

家庭の経済状況に関する状況・課題

- 生活困難家庭やひとり親家庭ほど、現在の暮らしの状況を**苦しいと感じている割合が高く**、日常生活において**生活費が不足している状況**にあります。ヒアリング調査では、障害などの理由により**金銭管理能力が低い保護者**がいるという状況も聞かれています。

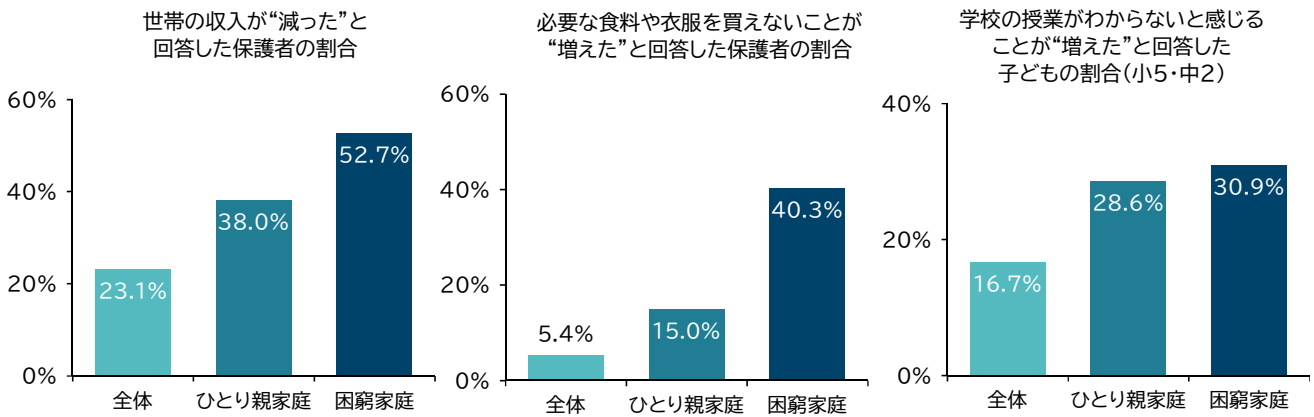


求められる取組

- 子どもが生まれた環境に左右されずに育つため、**教育費の負担軽減や生活安定のための経済的支援**を着実に実施するとともに、**手当や助成制度が子どもの生活環境の向上に結びつくよう、周知や支援を行っていく**ことが必要です。

新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者のストレス増加など精神的な負担や、収入減少など経済的な負担が増えており、子どもも学習面、生活面、精神面に影響を受けています。いずれも、生活困難家庭やひとり親家庭でその割合が高くなっています。

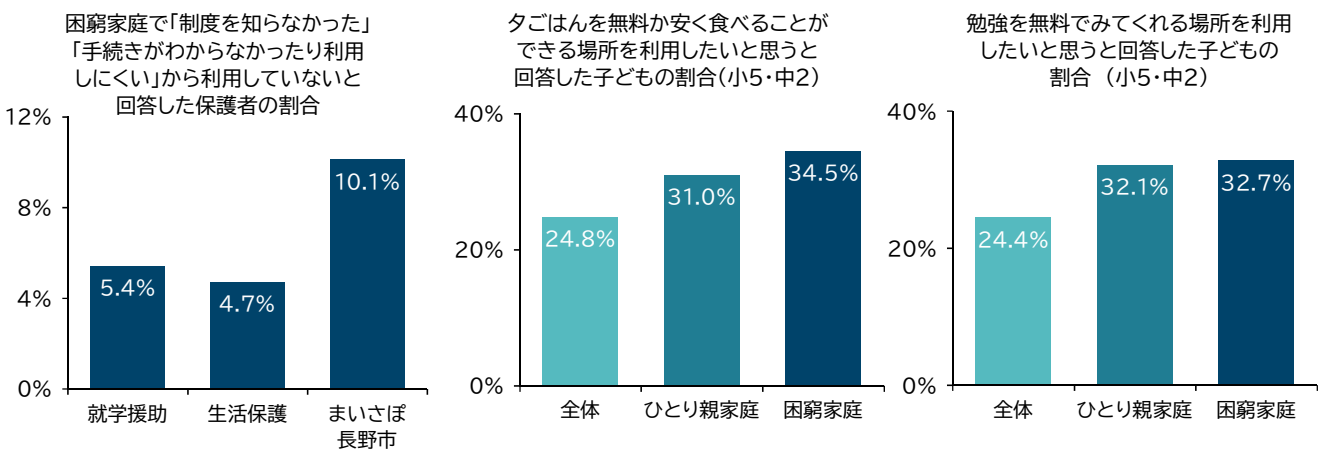


求められる取組

- 新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえながら、引き続き教育・福祉・子育て支援等の取組の総合的な充実を図るとともに、社会情勢の変化に併せて施策や事業の在り方や内容を検討していく必要があります。

制度の周知や市民への啓発、支援体制に関する状況・課題

- 生活困難家庭の中には、相談窓口や支援制度についての情報・手続きの方法が分からず、必要な支援が届いていない可能性のある家庭があります。また、生活困難家庭やひとり親家庭の子どもほど、食事や学習に関する居場所の利用ニーズが高くなっています。

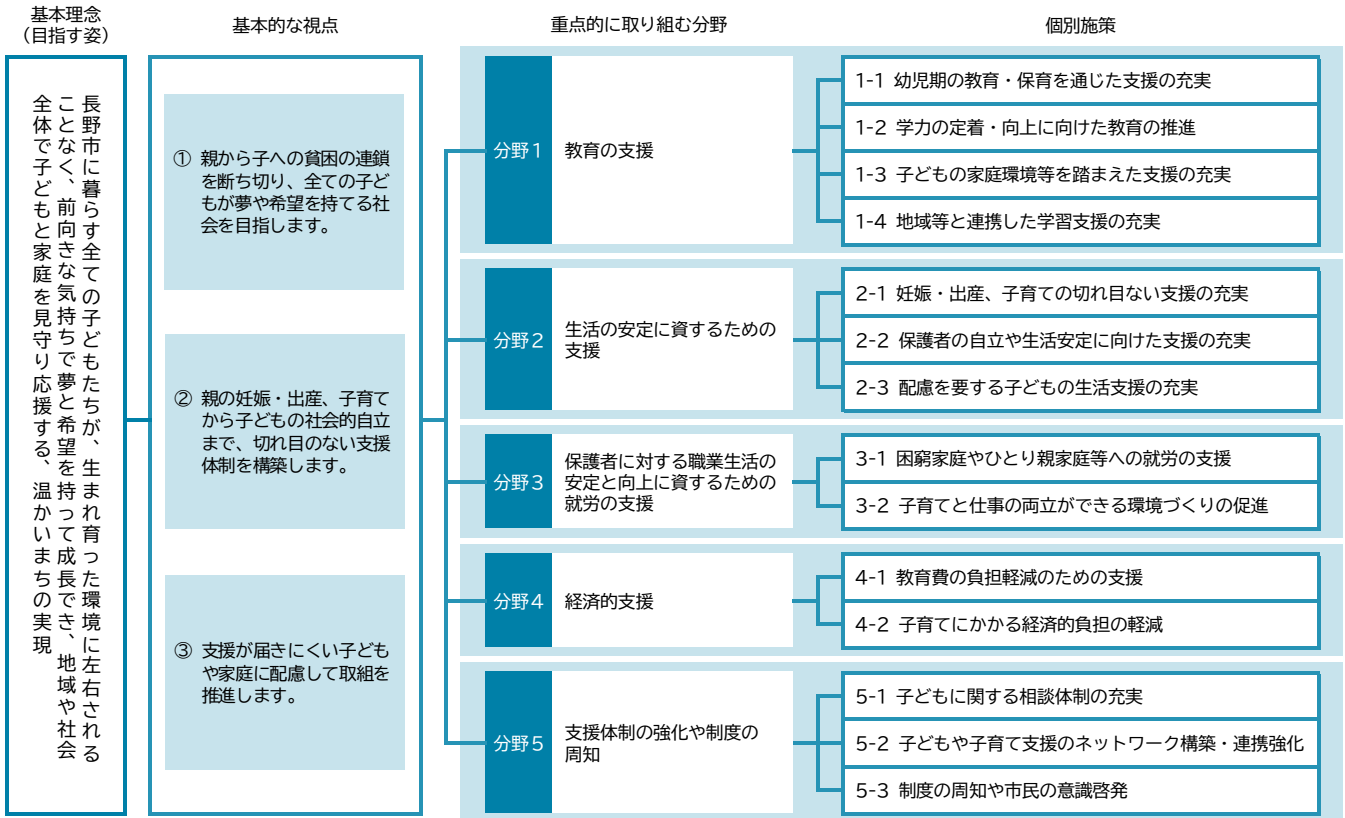


求められる取組

- 困難を抱え、正に支援を必要とし、SOSを発信したい人や家庭に支援の情報を届け、孤立して不安や悩みを抱えることなく支援につながっていけるよう、地域の支援団体との連携により子どもや家庭を支えていく必要があります。

4 計画の基本的な考え方

- 子どもの貧困の状況や課題を踏まえ基本理念(目指す姿)を整理し、国の大綱に沿って3つの視点を持って計画を推進します。
- 支援が確実に届く仕組みを整えるため、重点的に取り組む5つの分野を定め、分野ごとに個別施策を掲げて取組を推進します。



5 施策の展開(具体的な取組)

分野1 教育の支援

- 幼児期の教育・保育や学校教育の充実、子どもの家庭環境等を踏まえた指導の充実等により、園や学校での気づきを契機に、生活に困難を抱える子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化
- 生活困窮家庭等の子ども等への学習支援や進学を支援する取組の充実など、子どもの家庭状況に応じた支援を進めるとともに、地域との連携、地域等における学習支援体制の充実を進め、苦しい状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化

主な取組

- 幼児期の教育・保育環境の整備
- 教職員のキャリアステージに応じた研修講座の実施
- スクールソーシャルワーカー活用
- 生活困窮者学習支援事業
- ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
- 子ども食堂への支援 など

分野2 生活の安定に資するための支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、社会的に孤立せずに安心して妊娠・出産し、子育てができるよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や安心して就労できる子育て支援など、切れ目ない支援を実施
- 配慮を要する子どもや家庭の個別に抱える状況や課題等に対応して必要な支援につなげていくため、関係機関との連携や相談窓口の充実等を推進

主な取組

- こども総合支援センター「あのえっと」
- 子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)
- 生活困窮者自立支援事業(生活就労支援センター「まいさぼ長野市」)
- 子ども・若者ケアラー(ヤングケアラー)支援
- フリースクール等民間団体との連携・協働
- 社会的養護出身の若者自立支援 など

分野3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 保護者が安心して就労できるよう、子育て支援や就労環境を充実
- 保護者の安定した就労につながる相談支援に加え、職業訓練や学び直しに係る各種助成や手当等の家計の安定を図るための支援などにより、家庭の経済的不安定さを和らげ、生活基盤を安定化
- 家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境確保の促進

主な取組

- 職業相談室
 - 生活保護受給者等就労自立促進事業(福祉・就労支援コーナー「ジョブ縁ながの」)
 - ひとり親家庭児童の保育所利用への配慮
 - 子育て支援事業所連絡協議会
 - 子育て雇用安定奨励金交付事業
- など

分野4 経済的支援

- 子どもの教育、子育てにかかる費用の負担軽減のための支援を着実に実施するとともに、支援の周知を強化しその効果を高める

主な取組

- 就学援助(要保護・準要保護児童・生徒援助)
 - 奨学金(長野市奨学基金)
 - ひとり親家庭児童高等学校通学費援助金支給
 - 児童手当・児童扶養手当
 - 幼児教育・保育の無償化、多子世帯の保育料軽減
 - 福祉医療制度
- など

分野5 支援体制の強化や制度の周知

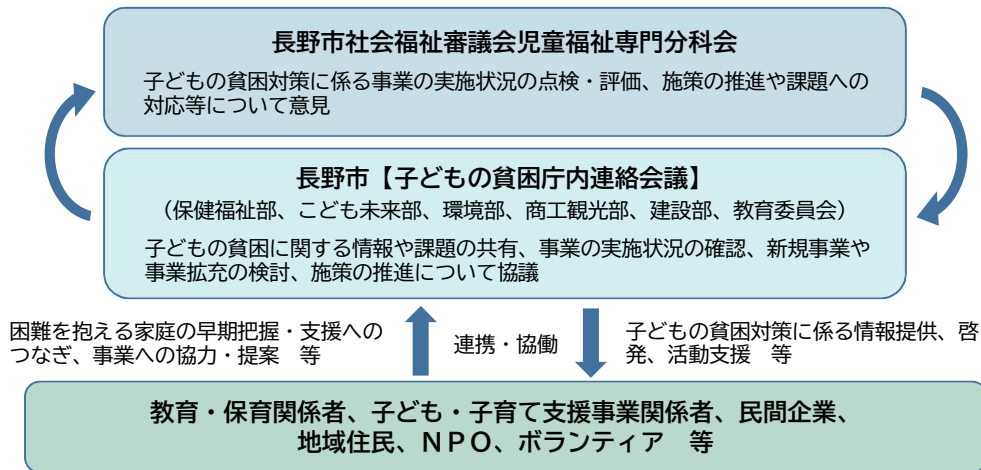
- 子どもや保護者が安心して生活できるよう、子どもに関する相談体制の充実や制度周知を強化
- 困難を抱える子どもや家庭を、切れ目なく制度や支援に確実につなげていく体制を推進するため、子どもや子育て支援に関わる地域、関係団体、行政の連携を強化
- 社会全体が子どもの貧困に対する理解を深め、子どもを応援するという機運を高めるとともに、子どもの貧困の早期発見や早期支援につなげられるよう、市民や子どもの支援に関わる団体の意識啓発を推進

主な取組

- こども総合支援センター「あのえっと」
 - 子育て世代包括支援センター(ながの版ネウボラ)
 - 子育てコンシェルジュ
 - 子育て支援団体のネットワーク形成
 - 民生委員・児童委員等への活動支援
 - ながのわくわく子育てLINE(長野市公式LINE)
 - 長野市子育てガイドブック
- など

6 計画の推進

- 庁内の関係部局で構成する長野市子どもの貧困庁内連絡会議において、子どもの貧困に関する情報や課題を共有し施策の充実を図ります。
- 教育・保育関係者、子ども・子育て支援事業関係者、民間企業、地域住民、NPO、ボランティア等との連携を図り、社会全体で子どもの貧困対策を推進します。
- 長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、事業の実施状況について点検・評価を行い、施策や事業を改善・変更します。(PDCAサイクル)
- 子どもの貧困に係る新たな社会的な課題に対しても、市の関係部局において新規事業や事業の拡充を検討し、長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を踏まえながら、課題解決に向けて取組を推進します。



ながの子育て
応援キャラクター
サイまる

